



2026年10月20日

各 位

会 社 名 ウェルネット株式会社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 宮 澤 一 洋
(コート番号 2428 東証スタンダード、札証)
問 合 せ 先 常務取締役執行役員管理部長 東原 幸生
(TEL 011 (350) 7770)

譲渡制限付株式報酬の株主総会決議超過及び自己株式の無償取得に関するお知らせ

当社は、2025年10月30日付け「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」のとおり、当社の取締役に対する譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を行いました。が、今般、当該手続に基づき処分した株式の数が、取締役に対する譲渡制限付株式報酬に関し、当社株主総会決議によって定められていた株式数の上限を超過していたことが判明いたしました。

これに伴い、当社は、本日開催の取締役会決議により、株主総会決議超過分の株式を自己株式として無償で取得することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株主総会決議を超過する譲渡制限付株式報酬の支給について

当社は、2017年9月27日開催の第35回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を含む。）に対する譲渡制限付株式報酬制度に基づき、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を年額30,000千円以内（うち監査等委員でない取締役は年額20,000千円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、監査等委員である取締役は年額10,000千円以内）で支給すること、及び当該制度により当社が取締役に対して発行又は処分する当社普通株式の総数は、年間30,000株以内とすることにつき、ご承認をいただいております。

その後、当社は、2025年10月30日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として取締役に対し、当社普通株式である自己株式を処分することを決議し、同年11月14日に取締役8名に対し、普通株式30,897株を処分しましたが、今般、当該手続により取締役に処分した株式の数が、第35回定時株主総会で決議された株式数の上限を超えていたことが判明いたしました。

取締役に対する譲渡制限付株式報酬に関し、株主総会で決議された株式数及び金銭報酬債権の額の上限、並びに2025年11月14日に取締役に対して処分した株式の数及びその処分価額の総額等は次のとおりです。

取締役に対する譲渡制限付株式報酬に関し、2017年9月27日開催の第35回定時株主総会で決議された内容	株式数の上限	普通株式年間30,000株
	金銭報酬債権の上限	年額30,000千円
2025年11月14日に取締役8名に対して処分した自己株式の数及び処分価額の総額	処分した株式数	普通株式30,897株
	処分価額の総額	21,195,342円
株主総会決議の上限を超過した株式の数*		普通株式897株

* 上記取締役8名に対し、自己株式の処分に際し、支給した金銭報酬債権の額について、株主総会決議によって定められた上限の超過はございませんでした。

2. 自己株式の無償取得について

上記1のとおり、譲渡制限付株式報酬として取締役8名に処分した当社普通株式の数が、第35回定時株主総会において決議された株式数の上限を897株超過していたことから、当社は、本日開催の取締役会決議により、取締役との間で締結した譲渡制限付株式割当契約に基づく合意、並びに会社法第155条第13号及び会社法施行規則第27条第1号の規定に基づき、取締役8名から総数として当社普通株式897株を譲渡制限の解除前に自己株式として無償取得することを決定いたしました。その内容は次のとおりです。

①取得対象株式の種類	当社普通株式
②取得する株式の総数	897株
③株式の取得価格	無償
④株式の取得予定日	2026年10月20日
⑤取得先	取締役8名（監査等委員でない取締役5名及び監査等委員である取締役3名）

3. 今後の見通し

- (1) 2025年11月14日に取締役8名に対して処分された自己株式のうち、株主総会決議によって定められた上限株式数を超えた部分については、上記2に記載のとおり、譲渡制限の解除前に自己株式の無償取得の方法により返還を受けることといたしました。また、当該超過分の普通株式について、取締役8名が受領した配当金相当額についても、年3%の割合による利息を付して全額返還を受けることとし、これらにつき取締役8名全員より同意を得ております。
- (2) 今後は、再発防止のため、社内体制の強化等に取り組んでまいります。
- (3) 本件による業績への影響は軽微と見込んでおります。

以 上